

平成 29 年 6 月 20 日

水管理・国土保全局河川計画課

みずぼうさい  
**「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画をとりまとめました**  
 ～「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速～

国土交通省では、「水防災意識社会」の再構築に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」を6月20日にとりまとめました。

#### <緊急行動計画とは>

- 国土交通省では、平成 27 年の関東・東北豪雨災害、昨年 8 月の台風 10 号等による豪雨災害を受け、「水防災意識社会」再構築の取組を推進しているところ
- 本年 1 月の、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」の答申<sup>\*</sup>を受け、国土交通大臣から、提言された取組についての具体的な行動計画を早急にとりまとめるよう指示
- 国・県管理河川において概ね5年で実施する各種取組の方向性、進め方や国の支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画としてとりまとめ

#### <緊急行動計画における主な取組>

- ① **水防法に基づく協議会の設置**
  - ・平成 30 年出水期までに水防法に基づく協議会を設置
  - ・平成 30 年出水期までに概ね 5 年間の取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ
- ② **水害対応タイムラインの作成促進**
  - ・国管理河川は作成目標を大幅に前倒し、本年 6 月上旬までに作成が完了
  - ・都道府県管理河川は協議会を活用し、対象市町村で平成 33 年度までに作成
- ③ **要配慮者利用施設における避難体制構築への支援**
  - ・平成 29 年度中に関係機関が連携して全国 3 地域（岩手県、岡山県、兵庫県）のモデル施設で避難確保計画を検討・作成し、得られた知見を、協議会を通じて共有
  - ・平成 33 年度までに対象の要配慮者利用施設で避難確保計画の作成・避難訓練の実施



協議会の状況

今後、各地域において、各種取組を緊急的かつ強力で推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指します。

※答申については、国土交通省HPを参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shoujinkai/daikibohannan/index.html](http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shoujinkai/daikibohannan/index.html)

#### <問い合わせ先>

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室  
 課長補佐 木村 (内線：35364)  
 施策評価係長 安部 (内線：35328)  
 代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8445 FAX：03-5253-1602

水河計第16号  
平成29年6月20日

各都道府県知事・政令指定市長  
各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長

### 水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画について

平成27年関東・東北豪雨災害を踏まえ、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組として、減災のためのハード・ソフト対策が一体となった各種取組を進めているところです。

このような中、平成28年8月以降に相次いで発生した台風によって、中小河川を中心に甚大な被害が発生したことを鑑み、水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を、全ての地域においてさらに加速させるため、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者により構成される大規模氾濫減災協議会制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正をする等の各種取組を進めているところです。

今般、これらの取組に関し、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画として取りまとめました。

つきましては、「水防災意識社会」の実現に向け、国・都道府県・政令指定都市の管理河川において、本緊急行動計画に基づきハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進されるようお願いいたします。

また、都道府県知事におかれては貴管内の関係市町村（指定都市を除く。）及び水防管理団体にも、その旨周知方取り計られ、水防行政の運営に万全を期せられるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成 29 年 1 月）」等を踏まえた緊急対策～

平成 29 年 6 月 20 日

国 土 交 通 省

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年（平成 33 年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力で推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成29年1月）」等を踏まえた緊急対策～

## 背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。（社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」（答申），平成27年12月）
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。（社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（答申），平成29年1月）

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年（平成33年度）で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

### (1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

### (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
  - ・水害対応タイムラインの作成促進：国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
  - ・都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
  - ・要配慮者利用施設における避難確保：平成33年度までに対象となる施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それにに基づく避難訓練を実施等
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
  - ・浸水実績等の周知：平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
  - ・防災教育の促進：平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手等

### (3) 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計：国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
- ・都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備

### (6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援：防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究

### (3) 的確な水防活動のための取組

- ①水防体制の強化に関する事項
  - ・重要水防箇所共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
  - ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施等
- ②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項
  - ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
  - ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

### (4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定：浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

### (5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進：「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施等

- ・流木による流下阻害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価する評価のうえ治水計画の見直しに関する検討等



# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（主な取組）

## 水防法に基づく協議会の設置

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築プロジェクト」に基づく協議会を、水防法に基づき協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を記載し、減災対策を充実	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づき協議会へ移行、又は新たに設置し、再構築プロジェクトに基づき協議会を設置	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づき協議会へ移行、又は新たに設置し、再構築プロジェクトに基づき協議会を設置	毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施	協議会の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ



協議会の開催状況

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

## ＜協議会での取組事項＞

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防回間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整等

## 水害対応タイムラインの作成促進

○平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了（平成32年度までとして現在の作成目標を大幅に前倒し）  
 ○平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川の全ての沿川市町村で避難動向を把握し、水害対応タイムラインを作成	毎年、出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映	協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について「地域の取組方針」をとりまとめ	協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について「地域の取組方針」をとりまとめ	協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について「地域の取組方針」をとりまとめ

## 水害危険性の周知促進

○協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」をとりまとめ  
 ○平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について「地域の取組方針」をとりまとめ	協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について「地域の取組方針」をとりまとめ	協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について「地域の取組方針」をとりまとめ	協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について「地域の取組方針」をとりまとめ	協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について「地域の取組方針」をとりまとめ

## 要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

○平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施  
 ○平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに、要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの策定	要配慮者利用施設向け点検用マニュアル作成	要配慮者利用施設向け説明会の開催	平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施	平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施

## 防災教育の促進

○平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援を先行して実施  
 ○平成30年度末までに、国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川の全ての市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援を先行して実施	平成30年度末までに、国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川の全ての市町村の全ての学校に共有	平成30年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援を先行して実施	平成31年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援を先行して実施	平成32年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援を先行して実施

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

※都道府県管理河川については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づき技術的な助言とする。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
(1)大規模氾濫減災協議会の設置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模氾濫減災協議会の設置</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を全129地区で設置し、5年間の取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年5月までに「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を175地区で設置。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」へ移行。水防法の改正を受けて、「地域の取組方針」を再確認し、減災対策を充実。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」へ移行、又は新たに「都道府県大規模氾濫減災協議会」を設置し、各協議会において「地域の取組方針」をとりまとめ。</li> </ul> <p>※「大規模氾濫減災協議会」及び「都道府県大規模氾濫減災協議会」については、以下「協議会」という。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、協議会を開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施。</li> <li>・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表。</li> </ul>
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組		
①情報伝達、避難計画等に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川では109水系に係る全ての市町村でホットライン構築。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県管理河川ではホットラインを12県249市町村で構築。</li> <li>・平成29年2月に都道府県向けに「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン(案)」を作成・通知。</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。</li> </ul>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着眼した水害対応タイムラインを作成。</li> <li>全国15地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者<sup>(※1)</sup>による多様な防災行動<sup>(※2)</sup>を対象とした水害対応タイムラインを作成。</li> </ul> <p>(※1)市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等 (※2)要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応</p> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年4月までに、15府県117市町村で水害対応タイムラインを作成。</li> <li>平成28年8月に都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。</li> <li>平成29年4月に都道府県に対して「水害対応タイムラインの作成等について」を通知。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指す、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者<sup>(※1)</sup>による多様な防災行動<sup>(※2)</sup>を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。</li> <li>水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>水害危険性の周知促進</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年3月に都道府県に対し「水位周知河川等の指定促進について」を通知。</li> <li>平成29年3月に「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」公表し、都道府県に通知。</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ。</li> <li>平成33年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供(水害危険性の周知)。(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。)</li> <li>毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを活用した洪水情報の提供</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年6月15日までに国管理河川68水系412市町村で洪水情報のブッシュ型配信を運用開始。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サイトを提供開始(GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等)。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度までに全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のブッシュ型配信を運用開始。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行うに際し、「川の防災情報」をプラットフォームとして提供するなど技術的な支援を実施。</li> </ul>



実施する施策	<p>・隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等</p>	<p>これまでの取組（平成29年6月まで）</p>	<p>今後の進め方及び数値目標等</p>
<p>・隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】          ・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定し、広域避難に関する基本的な考え方を記載。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】          ・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定し、広域避難に関する基本的な考え方を記載。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】          ・各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。          ・また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。</p> <p>【国管理河川】          ・平成32年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。</p> <p>【都道府県管理河川】          ・国管理河川における先事例の周知など技術的な支援を実施。</p>
<p>・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】          ・要配慮者利用施設への説明会の開催。          （平成29年6月までに全47都道府県で実施済み）          ・平成29年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。          ・平成29年6月に「土砂災害警戒避難ガイドライン」を改訂するとともに、「避難確保計画作成の手引き（土砂災害）」を作成。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】          ・平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。          ・平成33年度までに対象の要配慮者利用施設（浸水：31,208施設、土砂災害：7,325施設（重複含む）※）における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。（※平成28年3月現在の施設数）          ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。          ・平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】          ・平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。          ・平成33年度までに対象の要配慮者利用施設（浸水：31,208施設、土砂災害：7,325施設（重複含む）※）における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。（※平成28年3月現在の施設数）          ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。          ・平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。</p>
<p>・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】          ・平成27年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。          【国管理河川】          ・平成29年6月までに全109水系において作成・公表。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】          ・平成27年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。          【国管理河川】          ・平成29年6月までに全109水系において作成・公表。</p>	<p>【都道府県管理河川】          ・平成30年出水期までに、協議会の場等を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」にとりまとめ、順次作成・公表。</p>
<p>②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p>			



実施する施策	これまでの取組（平成29年6月まで）	今後の進め方及び数値目標等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害ハザードマップの改良、周知、活用</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。</li> <li>・平成29年6月に「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」を改定。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。</li> <li>・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。</li> <li>・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。</li> <li>・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水実績等の周知</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料を提供。</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育の促進</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成。</li> <li>・平成28年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校（28校）を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。</li> <li>【国・都道府県管理河川共通】</li> <li>・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。</li> <li>（防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施）</li> </ul>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<p>③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</p> <p>・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)</p>	<p>＜危機管理型水位計＞ 【国管理河川】 ・平成29年6月、革新的河川管理プロジェクト<sup>(※1)</sup>で開発中の危機管理型水位計<sup>(※2)</sup>による試験計測を開始。</p> <p>＜河川監視用カメラ＞ 【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受けて、国管理河川において、河川監視用カメラ配置計画を見直し、洪水に対してリスクが高い全ての区間<sup>(※3)</sup>に設置完了。</p> <p><small>(※1)IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト (※2) 低コストで自治体でも導入しやすいクラウド型・メンテナンスフリー水位計 (※3) 平成28年1月時点</small></p>	<p>＜危機管理型水位計＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において平成29年度中に危機管理型水位観測規定等を作成。 【国管理河川】 ・平成29年度中に危機管理型水位計配置計画を公表。 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。</p> <p>＜河川監視用カメラ＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発に着手。 【国管理河川】 ・河川監視用カメラの配置計画を見直し(設置目的に応じた性能最適化・集約化等)、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。</p>
<p>・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)</p>	<p>【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受け、氾濫リスクが高いにもかかわらず、当面の間、上下流バランスの観点から、堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて危機管理型ハード対策に着手。 ・平成29年3月までに約541kmの対策を実施。</p>	<p>【国管理河川】 ・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。</p>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<ul style="list-style-type: none"> <li>河川防災ステーションの整備</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年3月までに河川防災ステーションを48水系53河川94箇所整備。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年3月までに河川防災ステーションを27水系38河川39箇所整備。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方を検討・調整。</li> </ul>
<p>(3)的確な水防活動のための取組</p> <p>①水防体制の強化に関する事項</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の点検・見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深めるため、水防月間を実施。</li> <li>毎年2月、水防団員の意識啓発のため、水防功労者表彰を実施。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>水防訓練の充実</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、水防団等の技術力向上のため、水防月間に水防訓練を実施。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容の検討、調整をして実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>水防団間での連携、協力に関する検討</li> </ul>	<p>—</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整。</li> </ul>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<b>②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実</li> </ul>	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)</li> </ul>	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。</li> </ul>
<b>(4)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>排水施設、排水資器材の運用方法の改善及び排水施設の整備等</li> </ul>	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報について共有。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水計画を作成。</li> <li>各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策を順次実施。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国管理河川における先事例の周知など技術的な支援を実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水被害軽減地区の指定</li> </ul>	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果等)提供を実施。</li> <li>複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会の場等を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間で共有し、連携して指定に取り組む。</li> </ul>



実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
(5)河川管理施設の整備等に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年関東・東北豪雨を受け、優先的に整備が必要な区間約1,200kmの内、平成29年3月末時点で、184km実施。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成32年度までに対策延長約1,200kmを整備。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の整備状況、整備方針等を協議会で共有、優先区間を定めて順次実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年関東・東北豪雨を受け、氾濫リスクが高いにもかかわらず、当面の間、上下流バランスの観点から、堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて危機管理型ハード対策に着手。</li> <li>・平成29年3月までに約541kmの対策を実施。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム再生の推進</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生を全国20ダムで実施。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理の123ダムで操作規則等の総点検を開始。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施。</li> <li>・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等を施設改良によるダム再生を実施。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理ダムにおいて、操作規則等の総点検を平成29年度中に実施し、結果を踏まえて関係機関と調整を行い、運用を見直し。</li> <li>・水系ごとの治水・利水の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。</li> <li>・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。</li> </ul>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</li> </ul>	<p>＜操作が不十分な樋門等の導入＞</p> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年3月に「樋門・樋管ゲート形式検討の手引き」(案)を作成。</li> </ul>	<p>＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞</p> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度内にフラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度内に津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。</li> </ul> <p>＜確実な施設の運用体制確保＞</p> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理の高度化の検討</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年4月、河川管理及び災害対応の高度化に向けた革新的河川管理プロジェクト<sup>(※1)</sup>で開発中の陸上・水中ドローン<sup>(※2)</sup>および全天候型ドローン<sup>(※3)</sup>による試験飛行・試験計測を開始。</li> </ul> <p>(※1)IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト</p> <p>(※2)陸上・水中を上空からレーザーで測量するドローン</p> <p>(※3)降雨・強風時でも飛行し、情報を収集するドローン</p>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度中に、河川堤防や河床の形状を面的に計測し河川管理の高度化を図る陸上・水中ドローンと、降雨・強風時でも飛行し災害発生現場等の映像等を迅速に収集する全天候型ドローンを開発し、平成30年から開発したドローンを順次配備予定。</li> </ul> <p>【都道府県河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発したドローンについて平成29年度内に国から都道府県へ情報提供。</li> </ul>
(6)減災・防災に関する国の支援		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度より防災・安全交付金の制度を拡充。(ハード対策を実施している河川の沿川におけるソフト対策だけでなく、流域内で実施するソフト対策についても新たに防災・安全交付金の対象)</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・安全交付金により、水防災意識社会再構築の取組を支援。</li> </ul>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・代行制度による都道府県に対する技術支援</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの開発や災害復旧事業のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行する制度を創設。</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの開発や災害復旧事業のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な土地利用の促進</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水ナビ、ハザードマップポータルサイト等により、浸水想定区域等の水害リスク情報を公表。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画の作成を検討している市町村のまちづくり部局に対し、直接水害リスク情報を説明。</li> <li>・不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度中に浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。</li> <li>・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して平成29年度中を目的に災害危険区域指定に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。</li> <li>・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時及び災害復旧に対する支援</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震や大規模水害に対しTEC-FORCEを派遣し、排水ポンプ車による緊急排水、被災状況調査等の被災地支援を実施。</li> <li>・国土交通大学校、地方整備局が実施する研修等における地方公共団体職員受け入れ枠を拡大。</li> <li>・国、都道府県等の関係者が一体となった実動訓練等を実施。(平成28年実績18回)</li> <li>・平成29年4月に、「災害復旧・改良復旧事業におけるICTの活用について(事例集)」及び「TEC-FORCEによる被災状況調査におけるICTの活用促進と最近の活用事例」等を作成。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムを作成し、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。</li> <li>・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の地方公共団体との共有体制強化</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年9月から、DIMAPS(統合災害情報システム)の運用を開始。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度中に、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。</li> </ul>

その他、『大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～』(平成27年12月、社会資本整備審議会答申)及び『中小河川における水防災意識社会の再構築のあり方について』(平成29年1月、社会資本整備審議会答申)を受け、進めている調査研究等の取組(「堤防の連続的な高精度の調査の実施」、「水防活動の効率性の向上」、「リアルタイムで浸水区域を把握する技術の開発」、「中小河川における洪水予測技術の開発」、「ダムへの流入量の予測精度の向上」、「水害リスクの把握に関する調査研究」、「流木や土砂の影響への対策」、及び「近年の降雨状況の計画への適切な反映」)については、長期的な視点や最新の知見等を踏まえ、継続的に進めていくこととしている。

# 水防法等の一部改正に係る通知等の全体構成

## 水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律31号）

成立：5月12日、公布：5月19日、施行：6月19日

水防法

土砂法

河川法

機構法

閣議決定：6月9日、公布：6月14日、施行：6月19日 【水政課】

公布：6月14日、施行：6月19日 【水政課】

6月19日  
＜水管理・国土保全局長 → 都道府県知事、整備局長等＞ 【水政課】

大規模氾濫減災協議会制度  
通知：6月19日＜水局関係5課長 → 都道府県担当部長、整備局河川部部長等＞  
【水政課、河川計画課、河川環境課、治水課、防災課】

権限代行  
申請様式等：6月19日＜水高関係課長 → 都道府県担当部長、指定都市担当部長、整備局河川部部長等、水資源機構担当部長＞  
【水政課、治水課、水資源部、防災課、河川環境課】

大規模氾濫減災協議会制度  
実績の浸水周知  
水防活動の円滑化  
浸水被害軽減地区

権限代行

要配慮者利用施設

法改正ブロック説明会資料を本省HPへ掲載

水害危険性周知ガイドライン  
(H29.3済み)

まるまち実施の手引き改訂  
事務連絡：6月19日

避難確保計画作成の手引き改訂  
事務連絡：6月19日

土砂対策基本指針の変更  
事務連絡：6月27日以降

土砂災害警戒避難ガイドライン改訂  
事務連絡：6月27日以降

避難確保計画作成の手引き  
事務連絡：6月19日

市町村点検用マニュアル  
通知：6月19日

河川協力団体要領改訂  
事務連絡：6月19日

緊急行動計画  
通知：6月20日



国水政第13号  
国水河計第13号  
国水環第20号  
国水治第26号  
国水防第52号  
平成29年6月19日

各都道府県水防担当部長  
各指定都市水防担当部長  
各地方整備局河川部長  
北海道開発局建設部長  
沖縄総合事務局開発建設部長

殿

国土交通省 水管理・国土保全局

水 政 課 長

河 川 計 画 課 長

河 川 環 境 課 長

治 水 課 長

防 災 課 長

水防法第15条の9及び第15条の10に基づく  
「大規模氾濫減災協議会」の運用について

平成29年6月19日に施行された水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号。以下「改正法」という。)においては、今後、中小河川も含めた全国の河川で「水防災

意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、大規模氾濫減災協議会制度を創設したところである。

大規模氾濫減災協議会制度に関する解釈及び運用については、「水防法等の一部を改正する法律の施行について」（平成29年6月19日国水政第12号）をもって水管理・国土保全局長から通知されたところであるが、大規模氾濫減災協議会の組織、運営等についてはさらに下記の事項に十分留意して適切な運用に努められるとともに、各都道府県水防担当部長におかれては速やかに関係事項を貴管内関係市町村（指定都市を除く。）及び水防管理団体に周知方取り計らわれ、水防行政の運営に万全を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言とする。

## 記

### 1. 大規模氾濫減災協議会の趣旨

改正法により創設する大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」と総称する。）は、水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築の取組をさらに加速するため、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）あらゆる規模の洪水の被害を軽減するためのハード・ソフト一体となった対策について、協議会の構成員である関係機関の取組を共有し、これを横断的・総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

### 2. 協議会の設置

大規模氾濫減災協議会については、国土交通大臣が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに、都道府県大規模氾濫減災協議会については、都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに組織するものとされている。ただし、協議会の設置にあたっては、構成員となる地方公共団体等の負担を軽減するため、複数の協議会を組織すべきところを圏域や行政界などを考慮して一つの協議会として組織することや、国と都道府県で協議会を合同で開催することも可能である。また、既に設置されている他の協議会等の枠組みを活用することなども検討のうえ、地域の実情に応じて適切に設置されたい。

なお、都道府県大規模氾濫減災協議会については、対象河川数が多いこと等から、各都道府県における体制等の地域の実情等も踏まえて各都道府県知事の判断により組織するものとされているが、全ての対象河川において組織すべく努めるようお願いする。

また、同様に、協議会の対象河川以外の河川についても、多様な関係者が連携して

洪水被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することは有効であることから、協議会の取組の対象に含めることが望ましい。

協議会の設置にあたっては、水防法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約にその旨を明記する他、協議会が対象とする河川、協議会の構成員等を記載するものとする。協議会規約の記載例については別紙-1を参考とされたい。

### 3. 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく既存の協議会の改組

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組として既に組織されている減災対策協議会等の協議会は、原則として、今後速やかに水防法に基づく協議会に改組することとする。

### 4. 協議会の名称

協議会の名称については、設置主体の裁量に委ねられることとなる。改組前の既存の協議会の名称を用いるなど、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付すことも可能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定されたい。

### 5. 協議会の構成員

協議会の構成員は以下のとおりとする。なお、これらの者から委任を受けた者を構成員とすることができる。委任にあたっては、発災時の対応において実務上責任を有する者などの協議会の趣旨を達成できる者を対象とされたい。

#### (1) 大規模氾濫減災協議会の構成員

##### ア 国土交通大臣

水防行政を担う大規模氾濫減災協議会の設置主体。

##### イ 当該河川の存する都道府県の知事

当該対象河川の存する地域の防災事務を担う立場で参画。

##### ウ 当該河川の存する市町村の長

当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。

##### エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。

##### オ 当該河川の河川管理者

当該対象河川の管理を担う立場で参画。

##### カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長

当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。

##### キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

その他の国土交通大臣が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。

- ・ 浸水が想定される近隣市町村
- ・ 広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
- ・ 避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊
- ・ 協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院

- ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等

## (2) 都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員

### ア 当該都道府県知事

当該都道府県の水防行政及び当該対象河川の存する地域の防災事務を担う都道府県大規模氾濫減災協議会の設置主体。

### イ 当該河川の存する市町村の長

当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。

### ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。

### エ 当該河川の河川管理者

当該対象河川の管理を担う立場で参画。

### オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長

当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。

### カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の都道府県知事が必要と認める者

その他の都道府県知事が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。

- ・浸水が想定される近隣市町村
- ・広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
- ・避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊
- ・協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院
- ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等

また、都道府県大規模氾濫減災協議会には、大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的な助言や、災害時の広域的な協力等を求めるため、都道府県知事は地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長に参画を求めることが望ましい。この場合、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長は河川事務所長等を参画させるものとする。

## 6. 協議会の取組が対象とする外力

協議会の取組において対象とする外力が「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合」とされているのは、降雨規模（外力）の最大値を示しているものである。このため、想定最大規模降雨に満たない降雨規模であっても、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）規模の洪水が発生することが想定される場合には、当該洪水による被害を軽減するための対策が協議会の取組に含まれることとなる。

具体的にどのような外力を対象として各種の取組を進めるかは、当該河川の整備状況や地形特性なども踏まえ、協議会において決定するものとする。

## 7. 協議会の取組内容

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等



の実施状況等を十分に共有したうえで、以下の取組事項を参考に地域の実情等に応じて必要な取組について協議等を行うものとする。

なお、既に設置されている他の協議会等の取組と重複する項目がある場合については、会議の合同開催や、協議会間で効率的に協議等を進めるなど、適切に運用されたい。

## (1) 協議会での取組事項

### ① 円滑かつ迅速な避難のための取組

#### ①-1 情報伝達、避難計画等に関する事項

ア 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認

- ・洪水時の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、洪水時に河川管理者から市町村に提供する河川状況等の情報の内容及び提供するタイミングを確認する。あわせて、直接市町村長等に河川の情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。

イ 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認

- ・「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月、内閣府(防災担当))を参考に、市町村が定めた洪水時における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。
- ・市町村が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動と河川管理者及び市町村等その実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成するとともに、その運用状況を確認する。

ウ 水害危険性(浸水想定及び河川水位等の情報)の周知

- ・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。
- ・「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」(平成29年3月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課)を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。

エ ICT等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実

- ・「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」等、国や都道府県が有している河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討・調整する。
- ・緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について、検討・調整する。

オ 隣接市町村等への広域避難体制の構築

- ・各市町村において洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。

カ 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援

- ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況

を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画及び地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。

- ・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。また、施設職員だけで対応するのが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。

#### ①ー 2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

##### ア 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有

- ・国又は都道府県による想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該洪水浸水想定区域図を共有する（なお、共有された洪水浸水想定区域図については、土地利用や都市計画の検討等においても広く活用されるよう各構成員において確認する。）。

##### イ 洪水ハザードマップの作成・改良と周知

- ・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。
- ・「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成28年4月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。

##### ウ まるごとまちごとハザードマップの促進

- ・各構成員による「まるごとまちごとハザードマップ」（生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示）の取組状況を共有するとともに、「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」（平成29年6月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、取組の推進について検討・調整する。

##### エ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実

- ・各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。

##### オ 防災教育の促進

- ・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。

#### ①ー 3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

##### ア 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備

- ・危機管理型水位計（※）の配置計画を検討・調整する。

※危機管理型水位計：現在、国土交通省のプロジェクトにおいて開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリー水位計。

- ・河川監視用カメラの配置計画（設置目的に応じた性能最適化・集約化等を含む）を検討・調整する。

イ 危機管理型ハード対策の実施

- ・危機管理型ハード対策（※）の概ね5年間の整備箇所について共有し、各構成員による減災対策が一体的な取組となるように検討・調整する。

※危機管理型ハード対策：現況の施設能力を上回る越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防天端の保護、裏法尻の補強により堤防構造を工夫する対策

ウ 河川防災ステーション等の整備

- ・河川防災ステーション等の整備に係る情報を共有し、河川管理者が実施する災害復旧だけでなく市町村等も水防活動を円滑に行える施設となるよう、設置位置及び規模等について検討・調整する。

エ 避難場所、避難経路の整備

- ・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、避難場所、避難経路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、事業連携による効率的な整備となるよう検討・調整する。

② 的確な水防活動のための取組

②-1 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

ア 重要水防箇所の確認

- ・河川整備の進捗等を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施について検討・調整する。

イ 水防資機材の整備等

- ・各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討・調整する。
- ・河川防災ステーション等の情報を共有し、これを活用した円滑な水防活動について検討・調整する。

ウ 水防訓練の充実

- ・多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。

エ 水防に関する広報の充実

- ・各構成員の水防に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。

オ 水防団間での連携、協力に関する検討

- ・各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。

②-2 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

ア 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実

- ・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。

イ 洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実

- ・市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化、非常用電源等の整備等）について検討・調整する。

ウ 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進

- ・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。
- ・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。

③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

ア 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等

- ・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有し、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制を構築するとともに、洪水時に円滑かつ迅速な排水を行うための排水施設等の運用方法について検討・調整する。

イ 浸水被害軽減地区の指定

- ・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定にあたり、地区指定の予定や指定に係る課題等を共有し、連携して課題への対応を検討・調整する。

④ その他

ア 災害時及び災害復旧に対する支援強化

- ・国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るための方策について検討・調整する。

イ 災害情報の共有体制の強化

- ・各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整する。

(2) 分科会や幹事会等の設置

協議会の取組事項は多岐にわたることから、協議会の下に分科会や幹事会等を設置して、個別事項に関する検討や地区毎の検討を実施することも、協議会を円滑に運営するうえで有効である。

(3) 「地域の取組方針」の作成

協議会において検討・調整された取組や、確認・共有された取組については、協議会として取りまとめておくことが有効であるため、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、概ね5年以内で実施する取組内容等を「地域の取組方針」として取りまとめ、共有する。なお、「地域の取組方針」の名称及び形態等については、協議会の裁量において決定するものとする。



(4) 協議事項の尊重義務

協議会で協議が調った事項については、構成員は協議結果を尊重する義務を負うこととされていることから、「地域の取組方針」として取りまとめられた内容については各構成機関の計画等へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

(5) 取組内容の公表

協議会の取組内容等については、減災に関して広く住民等へ周知を図るため、各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努める。

8. 取組内容のフォローアップ

毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく取組の実施状況等を確認・共有し、必要に応じて取組内容を見直すなど、協議会として取組内容の点検・改善を行い、防災・減災の取組を継続的に推進するものとする。

9. 当面のスケジュール

協議会において、平成30年出水期までを目途に「地域の取組方針」を取りまとめることを目標に取組を進める。

10. 都道府県管理河川の取組に関する相談窓口

各地方整備局等においては、都道府県管理河川の取組を支援するための相談窓口を地域河川課等に設置する。また、都道府県においては、協議会の取組について不明な点等がある場合は相談窓口にお問い合わせされたい。

## 別紙ー 1

### 〇〇川圏域 大規模氾濫減災協議会 規約

(注) 当該記載例は「都道府県大規模氾濫減災協議会」を想定したものである。また、あくまで記載例のため、適宜内容を追加するなどの対応を図られたい。

#### (設置)

第〇条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「〇〇川圏域 大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(注) 協議会の名称については、その趣旨及び地域の実情等に鑑み、設置主体の裁量により決定されたい。なお、上記の通り、規約中に水防法に基づく協議会であることを明記することにより、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付した場合でも法定協議会として扱うことが可能である。

#### (目的)

第〇条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、〇〇川圏域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(注) 協議会は、「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会」であることを踏まえ、決定されたい。

#### (協議会の対象河川)

第〇条 協議会は、△△川、□□川、…その他〇〇川圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする。

(注) 協議会の検討対象となる洪水予報河川及び水位周知河川については、具体河川名をもって協議会の検討対象であることを明記する。なお、対象河川数が多い場合は別紙にて整理することも有効である。洪水予報河川又は水位周知河川以外の河川についても協議会の検討対象とする場合には、「その他〇〇川圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする」等としてその旨を明らかにする。

#### (協議会の構成)

第〇条 協議会は、別表〇の職にある者をもって構成する。

(注) 法定協議会の構成員には水防法第15条の10第2項第1号から第5号までに基づく必須構成員が含まれる必要があることに注意されたい。また、協議会の取組を実効性あるものにするためにも、必要に応じて分科会や幹事会等についても位置づけられたい。

#### (協議会の実施事項)

第〇条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実

現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。

三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(注) 上記はあくまで事例であり、協議会の趣旨及び地域の実情等に応じた必要な取組について、協議会の裁量により決定されたい。

(協議会資料等の公表)

第〇条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(注) 協議会の資料、議事、取組状況等については、減災に関して広く住民等へ周知を図る視点から各関係機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努められたい。

(雑則)

第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第〇条 本規約は、平成 年 月 日から施行する。